

政治倫理条例の制定を

吉田 貞子

〔質疑〕指定管理者の欠格事項や申し込み資格の制限を条例に規定していないのは、公正性に疑問があるが、見解を問う。

指定管理者制度の個人情報取扱いと情報公開にかかわり、透明性の確保に対する見解を問う。

指定が利権化し、不正・腐敗の温床にならないためにも

政治倫理条例の制定のお考えはないか。

文化体育活動センターの音楽監督謝礼は、財団に管理運営を指定管理委託しておきながら、運営を指示することにならないのか。

【その他の質問】
高校再編にかかわる当市の影響と対応について
学力テストについて

〔答弁〕白石市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則より、

地方自治法に抵触することとなる者については申込資格がないことは、当然のことと考えている。申込資格審査については、申込書類等により、指定管理者に係る調査委員会で十分協議をし、指定管理者選定審査会に諮り審査を行っており、問題はないと考えている。

情報公開については、市とは別個の独立した団体で、直接

的には条例の適用を受けるものではないこと、及びその独立性は尊重されるべきであることから、条例上の実施機関には含まれていないが、市の

公の施設の管理を代行するものであり、情報公開条例において指定管理者の努力規定を定めているところである。
個人情報の取り扱いについては、条例による協定に基づき必要な措置を講じている。
政治倫理については、今後の検討課題と考えている。

薬師の湯ひまわりセンターの運営の概要について

高橋 鈍 斎

〔質疑〕薬師の湯ひまわりセンターについては改装工事等が進んでいるが、次の点について伺いたい。

1、宿泊室はどこにあるのか。また、それだけの客数と客室数になるのか。

2、健康センターにある調理実習室や健康相談室、健康増進保養室なども薬師の湯においても設置されるが、

その目的は何か。その相談には誰が当たるのか。

3、70歳以上の高齢者全員に薬師の湯無料、日帰り入浴証と市民バス無料乗車証を交付することに、市の補助金があるのか。

4、現老人福祉センターの施設について、どのように取り扱うのか。

〔答弁〕宿泊できる部屋は3階から5階にかけて保養室となり、部屋数は31室、宿泊定員は最大150名程度を予定し、レストランの利用定数も50名程度を予定しているとのことである。

調理実習室については、世代間交流、地域間交流における料理講習等の催し、あるいは健康増進のための料理教室など、幅広い活用を想定しているとのことである。健康相談室は、老人福祉センター機能の中で設置が法的に義務

づけられている施設であり、具体的な相談員の資格や内容等は定められていないが、法人の職員が利用者の相談に応じて適宜に対応する予定である。

薬師の湯無料日帰り入浴については、利用助成事業委託として実利用者数に応じた委託料を法人に支出する考えである。市民バスについては、本来のバス運行業務委託以外に特段の支出は考えていない。薬師の湯ひまわりセンターのうち、3階部分の小規模多

文化体育活動センターの音楽監督は、市で委嘱して、委託した経過を踏まえて本市の意図を引き続いて指定し、逸脱はしていないと考える。



機能型居宅介護拠点部分以外は、すべて老人福祉センター機能の一環として活用するものである。

したがって、現在の市の老人福祉センターが実施している日帰り入浴、休息、教養活動等の機能はすべて移管され、従来以上の利便性向上が期待されると考えている。

また、現老人福祉センターは薬師の湯ひまわりセンターの開所時期に合わせて当面休館として、施設の利活用について検討していきたい。